第 3 章　防犯活動と町内会

3.1 はじめに

東日本大震災が発生して以降、多くの地域社会では、あらためて、安心・安全が地域のなかの重要な課題として認識されるようになり、町内会レベルでも安全・安心が重要なテーマとしてとりあげられるようになった。安全・安心というテーマのなかで、近年最も注目を集めているのは、いうまでもなく、防災である。では、安全・安心というテーマのもう 1 つの要素である、防犯は現在、どのような位置づけにあるのだろうか。第 3 章では、近年の活動の動向を踏まえた、町内会活動における防犯の位置づけと（3.2）、活動の実態（3.3）についてみていく。そのさい、八戸市町内会調査の結果に加えて、青森市（2008 年）、弘前市（2011 年）における町内会／町会調査の結果も部分的に参照する。

3.2 防犯活動の位置づけ

今日の町内会の活動において、防犯活動はどのような位置づけにあるのだろうか。町内会において、防犯活動は中心的な活動、あるいは重要な活動であるのだろうか。また、そのような位置づけは、かつてと比べるとどのように変化しているのだろうか。そもそも、防犯活動は地域のなかで、重要な活動として認識されているのだろうか。すなわち、実際に犯罪などに関わる問題が発生しているのだろうか。問 28A では、ここ数年の「地域生活を営む上で困った問題」を尋ねている。問 28A での防犯に関わる項目は、「治安・少年非行・風紀の悪化」であるが、これは、「ゴミ処理の問題」(65.0%)、「ひとり暮らしの高齢者への対応」(49.8%)、「移動や交通の問題」（36.0%）、「集会所・図書館等文化交流施設の不足・老朽化」（17.7%）、「住民間のトラブル」（16.3%）についで、六番目（13.1%）にあげられている。このことから、約八割の町内会では「治安・少年非行・風紀の悪化」に関連する、「困った問題」は発生していない反面、約一割強の町内会では、「困った問題」が生じていることが分かる。したがって、一部の町内会においては、防犯は今なお、対応すべき課題であるといえる（表 3－2－1）。

ただし、それが直接、町内会や住民組織による防犯活動の実施に結びつくのかといえば、必ずしもそうではない。というのは、「地域生活を営む上で」「治安・少年非行・風紀の問題」に関する「困った問題」があると回答した対象者（37 人）のうち、問題への地域での対応である、「町内会が自力で対応」が 16.2%、「他の地域団体（町内会連合会を含む）に働きかけ」が 18.9%であり、主には「警察・交番に相談」（83.8%）しているからである（問 28B）。

ではつぎに、町内会の範域で、防犯活動がどの程度、実施されているのかをみてみよう。活動の担い手（活動組織）を町内会に限定せず、それ以外の担い手を含めて、町内会の範域

表 3-2-1　地域生活を営む上で困った問題

地域生活を営む上で困った問題	パーセント
ゴミ処理の問題（ゴミ集積所確保、ゴミ出しマナー低下を含む）	65.0
ひとり暮らしの高齢者への対応	49.8
移動や交通の問題（バリアフリー化、道路舗装、拡幅を含む）	36.0
集会所・図書館等文化交流施設の不足・老朽化	17.7
住民間のトラブル	16.3
治安・少年非行・風紀の悪化	13.1
ひとつもない	11.0
公園・運動場・体育施設等の不足	10.2
都市型災害に対する基盤整備の不足	9.5
幼児虐待などの子育て上の問題	8.5
行政とのトラブル	8.1
開発による住環境や自然環境悪化（大気汚染や騒音を含む）	7.4
住宅の建て込みやワンルーム・マンション増加等の住宅問題	6.7
商店・スーパー等の買い物施設の不足	6.4
土地問題（土地利用規制や共有地）	6.0
NA	5.3
病院や老人福祉センター等医療・福祉施設の不足	4.6
その他	4.6
保育園・学校等育児・教育施設の不足	4.2
民間企業とのトラブル	2.1
商店や工場を経営していく上での障害	1.4

で実施される活動のうち、最も多くの町内会で実施されている活動は（問 9）、「街灯等の設備管理」[1)]で、全町内会の 95.4%である（表 3－2－2）。つづいて、「ごみ処理収集協力」（93.6%）、「地域の清掃美化」（90.1%）、「交通安全対策」（82.3%）、「防犯パトロール」（78.8%）となっている。18 項目の活動のうち、「防犯パトロール」が 5 位であり、78.8%の町内会で実施されていることから、防犯活動が多くの町内会で一般的に行われていることがわかる。ただし、その担い手は、「連合会単位の別組織」（25.4%）、「町内会」（19.4%）、「町内会連合会」（16.6%）などとなっていることから（問 9A）、防犯協会を中心として[2)]、町内会や町内会連合会の防犯部などによる活動が主体であることが推察される。すなわち、防犯活動は多くの町内会で実施される活動ではあるものの、その担い手は、「街灯等の設備管理」や「ごみ処理収集協力」のように、町内会単独ではない。

表 3-2-2　町内会で行われている活動

	度数	パーセント
街灯等の設備管理	270	95.4
ごみ処理収集協力	265	93.6
地域の清掃美化	255	90.1
交通安全対策	233	82.3
防犯パトロール	223	78.8
高齢者福祉	221	78.1
集会所等の施設管理	183	64.7
防火パトロール	175	61.8
青少年教育・育成	174	61.5
公園・広場の管理	172	60.8
資源・廃品回収	156	55.1
学童保育の支援	129	45.6
雪かたづけ	126	44.5
私道の管理	86	30.4
乳幼児保育の支援	81	28.6
三社大祭	66	23.3
えんぶり	61	21.6
バザー	54	19.1

つづいて、パトロール活動ではなく、防犯に関する情報についてみると、71.0%の町内会で「防犯にかんする情報」を加入者に発信している（問 23）。これは、「役員会、例会、総会に関する情報」（90.5%）、「国や自治体が発行する広報誌の内容」（81.6%）、につづいて第三位であり、防犯に関する情報も多くの町内会で提供されていることが分かる。実際の防犯パトロールも、防犯に関する情報発信も、七割以上の町内会で行われている。

では、町内会における防犯活動は、いつ頃から活発化したのだろうか。活動開始の時期を問う設問がないため、アンケート調査の結果から、その詳細は明らかにはならない。しかし、問 9C より、少なくとも 10 年前、すなわち 2003 年頃には、現在防犯パトロールを実施している町内会（78.8%）のうち、その 4 割弱である 31.4%（度数 89）で、防犯パトロールを「活発に実施」していた（表 3－2－3）。さらに、問 9D の「現在、活発化」も「10 年前に活発に実施」とほぼ同じ程度の 33.6%であり、かつ、「10 年前に活発に実施」と「現在、活発化」の双方に回答している回答数が 69 であることから、全町内会の 24.4%（69）で、10 年前に防犯パトロールが活発に実施されており、かつ、それらの大半の町内会で、今日は、より活発に実施されていることが分かる。

表 3-2-3 防犯パトロールの活発化の時期

防犯パトロール	度数	パーセント
1 10年前に活発に実施	89	31.4
2 現在、活発化	95	33.6
3 1,2ともに回答	69	24.4
4 1のみ回答	20	7.0
5 2のみ回答	26	9.0

さらに、20 町内会（7%）では 10 年前に活発化し、現在はそれ以上に活発化していない。さらに、26 団体（9%）では、「10 年前に活発に実施」されていなかったものの、今

表 3-2-4　防犯パトロールの実施状況と活発化の時期

防犯パトロール実施状況	パトロールの活発化の時期	度数	パーセント
あり	10年前に活発化＋現在、活発化	13	35.2
	活発化していない	13	35.2
	現在活発化	8	21.6
	10年前に活発化	2	5.4
なし	–	1	2.7
計		37	100.0

日「活発化」している。

なお、問 27A より、今後の方向性として、「日常的な防犯対策」を「継続」(50.5%)、「促進」(26.5%)、「わからない」(23.0%)、「取りやめ」(0%) と回答していることから、「自然災害等緊急時の備え」(「促進」: 43.1%、「継続」: 32.2%) ほど多数の町内会ではないものの、防犯対策が、今後も継続して行う活動として多くの町内会で認識されているといえる。防犯活動は、町内会が新たに取り組むべき活動としての新規性はないものの、依然として継続すべき重要な活動であると見なされている。

なお、問 28A の「ここ数年、地域生活を営む上で困った問題」に関する設問で、「治安・少年非行・風紀の悪化」の問題があると回答した町内会は 37 町内会（13.1%）である。続いて、問 9A により、防犯パトロールを実施している町内会としていない町内会・無回答の町内会を区分し、さらに、防犯パトロールを実施している町内会については、パトロールの活発化の時期によって分類し、これらを「治安・少年非行・風紀の悪化」の問題があると回答した町内会とクロスさせると、表 3-2-4 のようになる。この事から、治安に関する問題がある町内会の 97.3%で防犯パトロールが実施されており、56.8%の町内会で「現在、活発化」している。このことから、治安問題がある町内会では、上でみたように、「警察・交番に相談」する町内会が過半数であるものの、その一部の町内会では治安問題への一つの対応として、防犯パトロールが実施され、また、パトロールが活発に実施されているといえる。

以上より、防犯活動は、今日最も優先的に取り組むべき課題としての位置づけはないものの、未だに一部の町内会では対応すべき課題としてみなされていることがわかる。また、約三割の町内会では 2003 年頃には既に活発に防犯パトロールを実施しており、今日も約三割の町内会では防犯パトロールの活発化傾向がみられる。したがって、防犯は、現在も町内会において、対応すべき課題として位置づけられているといえる。

3.3 活動の実態

つぎに、町内会における防犯活動の実態および、今後の展開についての町内会長の認識について整理する。第一に、町内会長の危険性にたいする認識、第二に、活動の実態と担い手、第三に、役割分担の実際と期待について、それぞれみていく。

第一に、町内会長は町内会周辺の犯罪に関する危険性をどのように認識しているのだろうか。問 29A および B より、これまでおよび現在の「犯罪の発生状況・危険性」をみることができる。「これまで」のなかで、もっとも多いのは、「不法なゴミ捨て」（53.0%）であり、つづいて「自転車・バイクの盗難・破損」（20.8%）、「車上荒らし・自動車破損」（15.9%）、「痴漢・変質者」（13.4%）、「空き巣ねらい」（8.8%）、「不審者の侵入」（7.1%）である。また、現在についても、4 位までは「これまで」と同じであり、「不法なゴミ捨て」（36.0%）、「自転車・バイクの盗難・破損」（9.9%）、「車上荒らし・自動車破損」（5.7%）、「痴漢・変質者」（4.2%）で、つぎに「落書きや器物の損壊」（3.9%）、「空き巣ねらい」（3.5%）である。全般に、「これまで」の方が「現在」より高い値である。このことから、過去に問題はあったものの、現在はそれほど大きな問題がないといえる。

ここで八戸市調査の結果を弘前市・青森市調査の結果と比較してみよう（表 3－3－1）。尋ね方の若干の違いや、調査時期の影響も考えられるが、青森市、弘前市と比較すると、八戸市においては、全般的に値が他二市よりも高い傾向がみられる。たとえば、これまでの「不法なゴミ捨て」は、八戸市では 53.0%であるのにたいして、弘前市は 27.6%、青森市では

表 3-3-1 三市における犯罪の発生状況と危険性

町内会の周辺における犯罪の発生状況・危険性	これまで			現在		
	八戸	弘前	青森	八戸	弘前	青森
自転車・バイクの盗難・破損	20.8	6.0	9.1	9.9	2.3	3.0
車上荒らし・自動車破損	15.9	2.8	3.9	5.7	0.9	2.2
落書きや器物の損壊	6.0	1.9	5.2	3.9	0.9	0.4
不審者の侵入	7.1	0.9	0.4	1.8	1.4	0.9
空き巣ねらい	8.8	1.4	3.0	3.5	1.9	0.4
放火・不審火	3.2	0.5	1.8	0.7	0.0	0.4
詐欺・悪徳商法	2.5	1.9	2.1	2.5	0.5	2.2
すり・ひったくり	0.7	0.0	0.9	0.4	0.0	0.0
下着など洗濯物の盗難	2.8	0.5	0.0	1.1	0.5	0.0
痴漢・変質者	13.4	0.9	0.0	4.2	1.4	0.4
ストーカー	0.4	0.0	0.0	－	0.0	0.0
恐喝・脅迫	0.4	0.0	0.4	－	0.0	0.0
暴行・傷害・強盗	1.4	0.0	0.4	0.7	0.0	0.0
不法なゴミ捨て	53.0	27.6	42.5	36.0	11.7	13.0
その他	2.8	1.0	0.8	2.8	0.5	0.4
NA	27.6	－	－	49.1	－	－

42.5%である。また、とくに「これまで」のうち「痴漢・変質者」の値は、他二市では、1%未満であるのに、八戸市では13.4%であること、また同じく「不審者の侵入」が他二市では1%未満であるのにたいして、八戸市では7.1%であるなど、変質者や不審者の値が高いことも特徴的である。ただし「現在」においては、これらの値は他二市と「これまで」の値ほどの大きな差がないことから、これらの問題の多くはほとんど見られないと推測される。なお、上で指摘したように、「これまで」の方が「現在」よりも値が高いこと、いずれの市でも「不法なゴミ捨て」が最も多く、つづいて「自転車・バイクの盗難・破損」となっている点など

表 3-3-2　三市における防犯のための組織的取り組み

防犯のための組織的取り組み＼市	八戸 (N=283)	弘前 (N=214)	青森 (N=231)
防犯灯・街路灯の整備	92.2	82.7	60.2 1)
監視カメラの設置・整備	6.7	1.9	0.9 2)
犯罪発生状況の情報提供	44.2	43.0	52.8 3)
護身の知識・技術の提供	8.5	7.5	－
防犯講習会の参加・開催	27.9	31.8 4)	－
防犯活動のリーダー育成	23.0	19.6	－
防犯活動の組織化の支援	35.0	32.7	－
防犯キャンペーンの実施	34.3	33.6	－
防犯パトロールの実施・強化	61.5	54.2 5)	－
防犯活動に関する情報提供	45.9	54.2	－
防犯マップの作成	19.4	－	3.9
声かけの実施	32.5	－	35.1
公園等の見通し等の改善	25.4	－	6.9
小・中学校との情報交換	63.3	－	－
不審者に遭遇した時の対応	24.0	－	27.7
その他	－	－	6.1
NA	4.9	10.7	12.1

1)防犯灯・街路灯の設置
2)監視カメラの設置
3)地域の犯罪発生や、不審者の出没状況の情報の共有（回覧板など）
4)防犯のための講習会の開催
5)防犯パトロールの強化・連携

は、三市に共通する特徴である。

第二に、活動の実態についてみていこう。「防犯のため」の「組織的な取り組み」（問 30）についていえば、八戸市のもっとも多くの町内会で実施されているのが「防犯灯・街路灯等の整備」（92.2%）であり、以下、「小・中学校との情報交換」（63.3%）、「防犯パトロールの実施・強化」（61.5%）、「犯罪発生状況の情報提供」（44.2%）、「防犯活動の組織化の支援」（35.0%）等となっている。この結果を、他二市と比較すると（表 3－3－2）、調査項目と調査時期の違いのため、正確に比較することはできないものの、ほぼ、同様の項目のパーセン

テージが他市でも高いことが分かる。ただし、八戸市では、「防犯灯・街路灯の整備」、「監視カメラの設置・整備」、「防犯マップの作成」、「公園等の見通し等の改善」などの値が他市より比較的高い。逆に、「犯罪発生状況の情報提供」については、青森市と比べて、また、「防犯活動に関する情報提供」については弘前市と比べて、値が低い。

つづいて、防犯のための組織的な取り組みの担い手についてみていこう。問 31.1 で、防犯のための活動に取り組んでいると回答した対象者のうち、それらの活動に「取り組んでいる主体」の最も上位を占めたものを取りあげたのが、表 3-3-3 である。青森市の調査では、同様の設問がなかったため、ここでは青森市は取りあげない。こうしてみると、八戸市と弘前市の両市において、町内会と防犯協会、警察の役割分担がほぼ同様であることが分かる。すなわち、町内会は主に、「防犯灯・街路灯の整備」に、防犯協会は「防犯講習会の参加・開催」、「防犯活動のリーダー育成」、「防犯活動の組織化の支援」、「防犯キャンペーンの実施」、「防犯パトロールの実施・強化」に、警察は「犯罪発生状況の情報提供」と「護身の知識・技術の提供」に取り組んでいる。また、表 3-3-3 にはあげていないが、両市において、NPO・ボランティアの値はいずれの活動においても低い。弘前市では「防犯活動のリーダー育成」（2.4%）以外はすべての項目において 0.0%であり、八戸市でも問 31.2 の 15 の活動のうち、「NPO・ボランティア団体」をあげているのは 7 つの活動に限られ、その最大の値は「声かけの実施」（3.3%）にすぎない。このことから、住民が組織する防犯活動の主体は、町内会や防犯協会などの、従来から存在する地域住民組織であり、NPO やボランティア団体はほとんど育っていないことが分かる。

ただし、部分的に異なる特徴も二点みられる。第一に、八戸市においては、「監視カメラの設置・整備」が行政（36.8%）を中心に行われる反面、弘前市では「警察」（50.0%）を中心に行われている。ちなみに同じ項目において、八戸市の「警察」の値は 21.1%であり、弘前市の「行政」の値は 0.0%である。第二に、「防犯活動に関する情報提供」について、八戸市では「防犯協会」（51.1%）と「警察」（50.0%）を中心にしているのにたいして、弘前市では主に「警察」（60.3%）が、つづいて「防犯協会」（37.1%）が情報を提供している。

表 3-3-3　八戸市と弘前市の防犯活動の主な担い手

取り組んでいる主な担い手	防犯の組織的な取り組み	八戸	弘前
町内会	防犯灯・街路灯の整備	90.8	87.0
防犯協会（支部）	防犯講習会の参加・開催	59.5	44.1[1)]
	防犯活動のリーダー育成	60.0	57.1
	防犯活動の組織化の支援	55.6	51.4
	防犯キャンペーンの実施	73.2	59.7
	防犯パトロールの実施・強化	70.7	62.1[2)]
警察	犯罪発生状況の情報提供	80.8	65.2
	護身の知識・技術の提供	50.0	62.5

1)防犯のための講習会の開催
2)防犯パトロールの強化・連携

表 3-3-4　町内会、行政・警察による防犯の取り組みの実態と期待

	a	b	c	d	e	c/b	e/d
防犯の取り組み	町内会の周辺で取り組んでいる[1)]	自分の町内会で実施[2)]	町内会が行うべき[3)]	行政／警察が実施[4)]	行政・警察が行うべき[5)]	町内会	行政・警察
防犯灯・街路灯の整備	92.2	83.7	69.3	6.7	48.8	0.8	7.3
監視カメラの設置・整備	6.7	0.4	4.6	3.9	37.8	13.0	9.7
犯罪発生状況の情報提供	44.2	6.4	15.2	36.4	51.2	2.4	1.4
護身の知識・技術の提供	8.5	0.7	2.8	5.3	17.3	4.0	3.3
防犯講習会の参加・開催	27.9	5.3	15.2	11.0	31.4	2.9	2.9
防犯活動のリーダー育成	23.0	3.2	15.9	6.0	23.7	5.0	3.9
防犯活動の組織化の支援	35.0	10.6	17.3	3.2	25.8	1.6	8.1
防犯キャンペーンの実施	34.3	3.9	7.4	11.7	26.9	1.9	2.3
防犯パトロールの実施・強化	61.5	12.0	30.0	12.4	41.7	2.5	3.4
自治体の安全・安心条例制定	－	－	3.5	－	13.1	－	－
防犯活動に関する情報提供	45.9	9.2	17.7	23.7	30.7	1.9	1.3
防犯マップの作成	19.4	2.5	13.4	8.1	23.3	5.4	2.9
声かけの実施	32.5	18.0	44.5	4.6	14.8	2.5	3.2
公園等の見通し等の改善	25.4	14.8	18.0	10.2	18.7	1.2	1.8
小・中学校との情報交換	63.3	25.4	44.9	7.8	29.0	1.8	3.7
不審者に遭遇した時の対応	24.0	5.6	13.4	12.4	27.9	2.4	2.3
ひとつもない	－	－	2.5	－	1.8	－	－
NA	－	－	7.1	－	6.0	－	－

1)問31.1
2)表中a×問31.2で「あなたの町内会」と回答した対象者の割合
3)問31B
4)問31.2で「行政」もしくは「警察」の少なくとも一方を回答した対象者の割合
5)問31A

第三に、町内会周辺における防犯活動の実施の状況と、それらの活動の町内会と行政／警察の役割分担の期待を比較してみよう。表 3-3-4 は、それぞれの防犯の取り組みについて、a）町内会の周辺で防犯への組織的な取り組みを行っている（問 31.1）町内会の割合、b）自分の町内会が「取り組んでいる主体」である町内会の割合（問 31.2、「あなたの町内会」）、c）「町内会がとくに行うきだと考えている」町内会の割合（問 31B）、d）「行政」あるいは「警察」の少なくとも一方が「取り組んでいる主体」である町内会の割合（問 31.2「行政」「警察」）、e）「行政や警察がとくに行うべきだと考えている」町内会の割合（問 31A）を比較し

たものである。

これをみると、全般に、「実施」よりも、「行うべき」の値の方が、「町内会」と「行政・警察」の双方において高い傾向がみられる。たとえば、「犯罪発生状況の情報提供」についてみると、「町内会」の「実施」は 6.4%であるが「行うべき」は 15.2%であり、「行政・警察」の「実施」は 36.4%、「行うべき」は 51.2%であり、ともに「行うべき」の値の方が高い。ただし、1 つだけ例外がある。それは「防犯灯・街路灯の整備」である。「防犯灯・街路灯の整備」に限っては、「町内会」の「実施」（83.7%）が、「行うべき」（69.3%）より低い。また、「行政・警察」の「行うべき」（48.8%）が、「実施」（6.7%）より格段に大きい値である。これらのことより、「防犯灯・街路灯の整備」は九割以上の町内会において「町内会」が担い手になっており、七割弱の町内会では「町内会が行うべき」取り組みであると認識されている反面で、「行政・警察が行うべき」であると期待されもいると推測される。「防犯灯・街路灯の整備」ほどではないものの、同様の期待は、「防犯パトロールの実施・強化」にも見いだすことができる。すなわち、「防犯パトロールの実施・強化」の「実施」は、「町内会」（12.0%）も「行政／警察」（12.4%）もほぼ同じ程度の値であるにもかかわらず、「行うべき」の値は「町内会」は 30.0%であるのにたいして、「行政／警察」は 41.7%であり、「行政／警察」への期待も高いと考えられる。

つづいて、「町内会」と「行政・警察」のそれぞれについて、「実施」状況と「行うべき」を比較してみる（「行うべき」／「実施状況」）。すると、「町内会」においては、「監視カメラの設置・整備」（13.0 倍）、「防犯マップの作成」（5.4 倍）、「防犯活動のリーダー育成」（5.0 倍）、「護身の知識・技術の提供」（4.0 倍）が、「行政・警察」においては、「監視カメラの設置・整備」（9.7 倍）、「防犯キャンペーンの実施」（8.1 倍）、「防犯灯・街路灯の設置・整備」（7.3 倍）、「防犯活動のリーダー育成」（3.9 倍）がそれぞれの上位にあがってくることがわかる。これらは、町内会長からみた、防犯活動における「町内会」と「行政・警察」それぞれが、より積極的に取り組むべき課題であると見なすことができる。すなわち、現在のところ「町内会」や「行政・警察」が実施してはいないが、今後実施すべき課題である。もっとも、これらの値の分析には、注意も必要である。「監視カメラの設置・整備」を「行政・警察」が行うべきとする町内会は全町内会の 37.8%であり、期待も非常に高いと考えられる。その反面、「監視カメラの設置・整備」を「町内会」が行うべきとする町内会は全町内会の 4.6%にすぎないからである（問 31B）。したがって、一部町内会に限って、「町内会」での「監視カメラの設置・整備」を強く望んでいるとみなすのが適切であろう。

最後に、これらの防犯の取り組みの担い手についてみていこう。問 31.2 では、町内会で防犯活動をしているばあい、「会長」、「副会長などの役員」、「隣組の組町や班長」、「町内会の会員」のいずれが中心的な役割を果たしているのかを問うている。これを、担い手を中心に整理したのが、表 3-3-5 である。これをみると、「防犯の取り組み」のうち、「会長」を中心とするのが、「小・中学校との情報交換」（76.4%）、「防犯灯・街路灯の整備」（62.4%）、「公園等の見通し等の改善」（52.4%）、「防犯活動に関する情報提供」（42.3%）、「防犯活動の組織化の支援」（36.7%）、「防犯キャンペーンの支援」（36.4%）であり、「副会長などの役員」を

中心とするのが、「「不審者に遭遇した時の対応」（43.8%）、「防犯パトロールの実施・強化」（35.3%）、「防犯講習会の参加・開催」（33.3%）であり、「会員」を中心とするのが、「声かけの実施」（43.1%）、「会長」と「役員」の双方が同じ割合であるのが「犯罪発生状況の情報提供」（それぞれ 33.3%）である。全般に、会長を中心として実施される項目が多く、役員がそれを支援している状況であることがわかる。

表 3-3-5　防犯の取り組みの担い手

中心となる担い手	防犯の取り組み[1]	パーセント	N[2]=
会長	小・中学校との情報交換	76.4	72
	防犯灯・街路灯の整備	62.4	237
	公園等の見通し等の改善	52.4	42
	防犯活動に関する情報提供	42.3	26
	防犯活動の組織化の支援	36.7	30
	防犯キャンペーンの実施	36.4	11
	(護身の知識・技術の提供)	100.0	2
	(監視カメラの設置・整備)	100.0	1
役員	不審者に遭遇した時の対応	43.8	16
	防犯パトロールの実施・強化	35.3	34
	防犯講習会の参加・開催	33.3	15
	(防犯活動のリーダー育成)	44.4	9
会員それぞれ	声かけの実施	43.1	51
	(防犯マップの作成)	28.6	7
会長・役員	犯罪発生状況の情報提供	33.3[3]	18

1)括弧内の「取り組み」はNが一桁のもの

2）100%の値

2)会長・役員それぞれの値

注

1) 問 9A の回答のうち、「実施していない」、「わからない」、あるいは無回答を除いた回答数の割合。問 9A じたいは複数回答であるため、元データにさかのぼって算出した。

2) 問 22A より、「構成されていない」、「わからない」を除くと、少なくとも 84.8%の町内会に防犯協会が存在しており、その最小単位はおもに、「地区町内会連合会単位の別組織」（34.3%）や「地区町内会連合会単位」（26.1%）である。